

# （株）姫太郎に対する水質汚濁防止法に基づく改善命令の発出について

## 1 被処分者

- (1) 住 所 兵庫県姫路市飾磨区今在家 1058 番地
- (2) 名 称 株式会社姫太郎（代表取締役社長 小田 浩司）
- (3) 業 種 食料品製造業（麺類製造業）

## 2 処分内容及び処分期間<sup>※1</sup>

### (1) 処分内容

株式会社姫太郎の岡山工場（瀬戸内市邑久町福元 147 番地 1）から排水基準に適合しない排出水が排出されることを防止するため、同工場に設置されている污水处理施設（配管・中継柵等の付帯設備を含む。）が正常に機能を発揮できる範囲で、特定施設（麺類製造等に係る湯煮施設）を使用するよう命じる。

### (2) 処分期間

令和 2 年 3 月 18 日から特定施設の構造、使用の方法又は污水等の処理方法の変更（排出水の水量又は水質の変更を伴うものに限る。）について、瀬戸内海環境保全特別措置法の変更許可を受け、当該許可に係る工事等が完了するまで

※1 処分内容等の要約 特定施設（麺等の湯煮施設）の改廃といった「抜本的な改善工事」（瀬戸内海環境保全特別措置法の変更許可が必要）が完了するまでの間、污水处理施設が、流入する污水を適正に処理できる範囲内で、特定施設を適切に使用する（污水处理施設の能力に応じて污水の流入量の平準化・削減等を図る）よう命じる。

## 3 処分の経緯及び理由

2020 年（令和 2 年）2 月 7 日から 27 日までの間、計 6 回にわたって当県民局職員が岡山工場に立入検査を行ったところ、排水基準（COD<sup>※2</sup>30mg/L）に適合しない排出水（COD<sup>※2</sup>45～590mg/L）が排出されていることを確認した。

このため、同社に対し、污水处理施設の適正な管理等について指導したが、改善されておらず、今後も排水基準に適合しない排出水が排出されるおそれがあることから、改善命令を行ったものである。

※2 COD（化学的酸素要求量） 水の汚れを表す代表的な指標で、汚れを化学試薬で分解する際に必要な酸素量のことであり、数値が大きいほど汚れていることを示す。